

修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等において、生徒が遠方地域で医療機関を受診する場面に備え、健康保険証やその写し等をご持参いただきました。

令和6年12月2日以降、健康保険証が新規発行されなくなり、マイナ保険証によりオンライン資格確認を行うことが基本となりました。しかしながら、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等において、生徒がマイナ保険証を持参することが容易でない場合もあるかと存じます。その場合の対応につきまして、厚生労働省・文部科学省より周知がありましたのでお知らせいたします。

<生徒が医療機関を受診するときに使用できるもの>

基本:マイナ保険証(健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード)

↓マイナ保険証を持参できない場合、下記①～④を提示することで保険診療・調剤を受けることができます。

- ①マイナポータルに表示される被保険者情報の PDF ファイルをあらかじめダウンロードしたもの又はその印刷物
- ②資格情報のお知らせ又はその写し
- ③資格確認書又はその写し
- ④健康保険証又はその写し(有効期限は令和7年12月1日までとなっています。)

使用できないもの : **マイナ保険証(マイナンバーカード)の写し** …被保険者情報が記載されていないため

<①～③の書類に関する説明>

①マイナポータルに表示される被保険者情報の PDF ファイルをあらかじめダウンロードしたもの又はその印刷物
マイナンバーカードを用いてマイナポータルにログインすることで、当該マイナンバーカードの所有者の保険資格情報を確認することができます。マイナポータル上で「端末に保存」することで PDF にてダウンロードすることが可能です。スマホ等で PDF ファイルを表示するか、その印刷物を提示することで、受診が可能です。



(画像:令和6年3月1日厚労省事務連絡より抜粋)

②資格情報のお知らせ又はその写し

マイナンバーカードの健康保険証の利用登録をされている方に対しては、生徒の扶養者の勤務先や自治体等で加入している健康保険より「資格情報のお知らせ」を送付されています。資格情報のお知らせ(カード部分を切り取ったものでも可)又はその写しを医療機関に提示することで、受診が可能です。

<補足事項>

修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等の使用においては、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され、難しいことを踏まえ、マイナ保険証の提示がなくとも、①や②を提示することで医療機関の受診が可能です。

※①②の本来の使用方法は、マイナ保険証が使えない時(オンラインで資格情報が確認できない時)に、マイナ保険証と合わせて提示することで、資格証明書類として使用します。**通常時①②単体では保険適用になりません。**

資格情報のお知らせ

(保険者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
また、あなたの資格情報のデータ登録が完了しましたので、マイナ保険証により医療機関等の受診が可能となります。
なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

本人(被保険者)	記号	000	番号	00000000	(校番) 00
氏名	佐藤 太郎				
フリガナ	サトウ タロウ				
負担割合	3割	発効期日	令和〇年〇月〇日		
		有効期限	令和〇年〇月〇日		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日				
交付年月日	令和〇年〇月〇日				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない等の例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

下部を切り取って利用いただけます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

本人(被保険者) 令和〇年〇月〇日交付
(保険者名)
(保険者番号)
記号 000 番号 00000000 (校番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 3割 発効期日 令和〇年〇月〇日
有効期限 令和〇年〇月〇日
資格取得年月日 平成〇年〇月〇日

※裏面の欄にはマイナ資格証が必要です

(画像:令和7年2月12日厚労省事務連絡より抜粋)

③資格確認書又はその写し

マイナンバーカードを取得していない場合や、マイナ保険証を保有していない場合については、生徒の扶養者の勤務先や自治体等で加入している健康保険より資格確認書を交付されることとなります。これまで健康保険証の写しを持参させる取扱いが一部で見られたことから、資格確認書の写しであっても、受診が可能です。

(A4用紙 Ver./カード Ver./ハガキ Ver.があります)

(表 面)

健康保険 本人(被保険者)
資格確認書

年 月 日 交付

記号 番号 (校番)

氏名

性別

生年月日 年 月 日

資格取得年月日 年 月 日

一部負担の割合・発効期日 割 年 月 日

有効期限 年 月 日

保険者番号

保険者名称

印

(裏 面)

住 所

備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

※1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄〕
署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆): 家族署名(自筆):

(画像:令和7年2月12日厚労省事務連絡より抜粋)

※健康保険証やマイナ保険証等を持参しないで医療機関を受診する場合

受診時は全額負担で医療費を支払い、生徒の扶養者の勤務先や自治体等で加入している健康保険に療養費支給申請をしていただき、自己負担額の差額分の返金請求をしていただくようお願いします。